

泉南市地域公共交通協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）第3条の規定に基づき、泉南市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の組織、運営その他の交通協議会について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に基づく、事業の実施に関すること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議に関すること。
- (5) 交通協議会の運営方法その他交通協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通協議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者
- (3) 大阪府公安委員会が指名する者
- (4) 道路管理者が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
- (7) その他交通協議会が必要と認める者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合における会議の招集は、市長が行う。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 交通協議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、交通協議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通協議会に諮って定める。

附 則（令和7年3月27日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年7月24日）

この規則は、公布の日から施行する。